

## つくばみらい 相談事例

### 原野商法の二次被害

★「原野商法」の二次被害が多いと聞きましたが、どのようなことですか？

「原野商法」とは、「値上がりする」などといって、ほとんど価値のない原野や山林を高値で売りつける商法をいいます。

「二次被害」とは、一度被害に遭った人に新たな契約を持ちかけ、再び被害を生むことをいいます。

「原野商法の二次被害」では、業者が「以前購入した土地が高く売れる」などと勧誘し、**測量や整備の契約を勧めたり**、「将来は太陽光発電の会社が買い取るので、別の山林を一旦購入し併せて売れば高く売れる」などと**新たな土地の購入を持ちかけたりします**。

「土地を売りたい人がいる」「高値で売却できる」などという業者のセールストークはうのみにせず、現地を確認し、契約内容については必ず**書面で説明を求めましょう**。

契約を検討する場合は、その土地がある自治体などに土地の状況を問い合わせるなどして情報を収集し、**不審な点があれば契約しないように**しましょう。

おかしいと気づいたり、トラブルにあってしまったら消費生活センターにご相談ください。